

国土交通省ユニットプライス型積算基準 [試行用] 等の改正について

国土交通省国土技術政策総合研究所建設システム課

1. はじめに

国土交通省では平成16年度より公共事業のすべてのプロセスを見直す『コスト構造改革』の一環として「積み上げ積算方式」から歩掛を用いない「施工単価方式」への積算体系の転換に向けて「ユニットプライス型積算方式」を試行しています。

先行して準備の整った舗装では、平成16年度に試行を開始し、平成18年度より全工事で試行を実施（全面試行）しています。

築堤・護岸および道路改良では、平成17年度末より試行を開始し、平成19年度より全面試行して

います。

また、平成20年度からは、河川維持、河川修繕、道路維持、道路修繕で一部試行を開始しています。

2. ユニットプライス型積算方式の概要

ユニットプライスとは、過去の工事において発注者と受注者（元請企業）がユニット区分（請負代金の総額を構成する基本区分）ごとに合意した単価を蓄積し、統計的な解析処理を施した施工単価で、材料費、労務費、直接経費とそれに関連する間接工事費を含んでいます。

ユニット区分は、大きく直接工事費（ユニッ

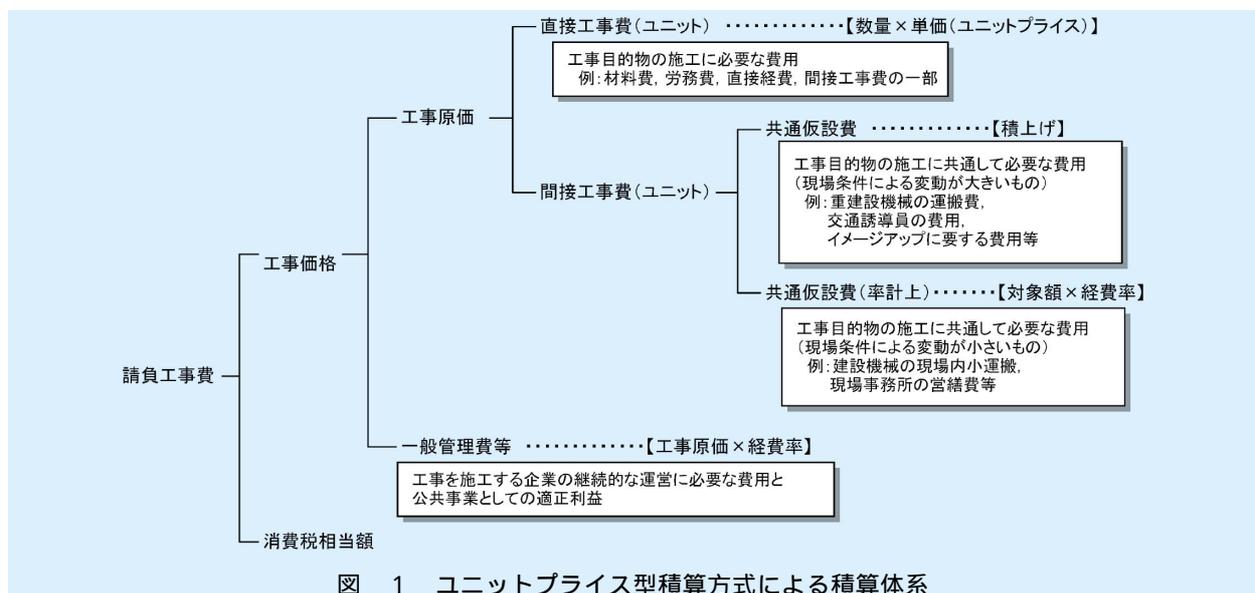


図 1 ユニットプライス型積算方式による積算体系

ト), 間接工事費(ユニット), 一般管理費等により構成されており, 直接工事費(ユニット)は, ユニットプライスを用いて積算されます。

間接工事費(ユニット)は, 現行の積み上げ積算と同様に共通仮設費の積み上げ分と率計上分から構成されています。

なお, 一般管理費等は, 現行の積み上げ積算と同様, 工事原価に対する率により積算されます。

3. 基準類の概要

ユニットプライス型積算方式の試行に用いる基準類には, 「ユニットプライス型積算基準[試行用]」(以下「積算基準」という), 「ユニットプライス規定集」(以下「規定集」という)等があります。

(1) 積算基準

積算基準は, 従来の「土木工事標準積算基準書」に相当するもので, 発注者が積算する際に用いる積算条件や注意事項等を記載しています。

(2) 規定集

規定集は, 工事数量総括表に記載されている各ユニット区分の契約内容(ユニットプライスに含まれる費用内訳など)を規定したもので, 契約図書として位置付けられています。

これら基準類は, 国土交通省国土技術政策総合

研究所建設システム課のホームページに掲載していますので, 詳しくはこちらからご覧下さい (<http://www.nilim.go.jp/lab/pbg/index.htm>)

4. 平成21年度の改正概要

平成21年度の主な改正点を紹介します。

(1) 新規工事区分の拡大

平成21年度より試行を開始する砂防堰堤, 電線共同溝に関連するユニット区分を追加しました。

(2) 既存工事区分の見直し

既存の7工事区分(築堤・護岸, 河川維持, 河川修繕, 道路改良, 舗装, 道路維持および道路修繕)についてもユニット区分ごとに積算条件の名称, 積算条件・区分, 数値基準の見直しを行いました。

5. おわりに

国土交通省では, 今年度以降も試行工事区分を順次拡大し, 平成22年度を目標として特殊なものを除くすべての工事区分においてユニットプライス型積算方式を試行できるよう準備を続けています。

今後とも, 試行を通じて把握した問題点を解決し, よりよい制度の構築に努めてまいります。

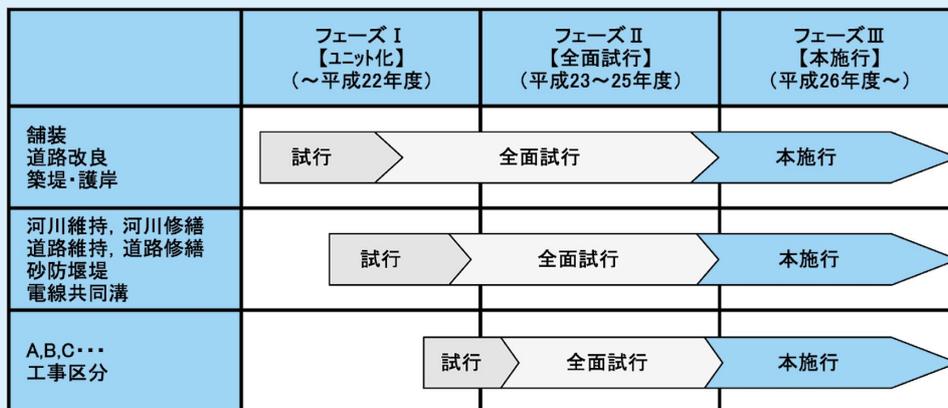


図 2 ユニットプライス型積算方式試行全体スケジュール